

第 10 期夕張市分別収集計画

令和 4 年 6 月 9 日

1. 計画策定の意義

本市は平成 19 年 3 月に地方財政再建促進特別措置法に基づく準用再建団体、いわゆる財政再建団体に指定され、実質赤字額 353 億円を 18 年かけて返済する財政再建計画をスタートさせた。その後地方自治体財政の健全化を図る目的で地方公共団体財政健全化法が制定され、平成 22 年 3 月、全国初の財政再生団体に指定されている。財政再生計画は、実質赤字額 322 億円を解消するための平成 41 年度までの 21 年間にわたる長期計画である。

市民の生活環境保全において一般廃棄物処理事業は必要不可欠な行政分野である。ごみ処理については、ごみ焼却施設をダイオキシン対策の規制強化に対応できないため平成 14 年に使用廃止しており、その後は厨芥類や紙類などの可燃ごみを埋立処理していた。

その一方で最終処分場は、ごみ処理の有料化導入や人口減少により、埋立量は減少傾向にあり、今後十年以上の使用が可能と見込まれている。しかし、新たな処分場建設には十数億円の事業費を要するため大きな財政負担となる。ごみの排出を抑制し、延命を図ることが大きな課題となっており、財政再生計画においてもし尿を含む廃棄物処理は重要施策の一つとして位置づけられている。

本市では、平成 12 年度から容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)に基づき全 10 品目のうち、7 品目の分別収集を行っていたが、財政再生計画において、最終処分場のより一層の延命を図るためには、その他プラスチック製容器包装などの 3 品目を新たに追加し完全実施することによる費用対効果が大きいとの判断により、平成 22 年度に全 10 品目の分別収集の完全実施を行っている。

本計画では、今後 5 年間の容器包装廃棄物の分別収集について、具体的な推進方策を明らかにするとともに、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R がより一層推進され、資源の有効利用が図られることにより、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の分別収集に係る具体的方策
- (2) 循環型社会を構築するための市民や事業者の役割分担と啓発活動

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和 5 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 9 年度に改定する。

4. 対象品目

本計画では法に定める全ての容器包装廃棄物(全 10 品目)を対象とする。

スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装(白色トレイを含む)

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年 度	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	617 t	590 t	562 t	537 t	512 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。実施にあたっては、市、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場で役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

- (1) 市広報誌やホームページでごみ処理やリサイクルに関する情報提供を行う。
- (2) 出前講座や施設見学会を行ない、ごみ処理に関する認識を深めてもらう。
- (3) アルミ缶やリターナブルびん、段ボール等の有価物の集団回収を推進する。
- (4) 環境問題に取り組む市民団体等との連携を深め、リサイクルを含めた新たなごみ処理施策を講じる。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

容器包装廃棄物の再商品化計画、収集機材、選別保管施設等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類と分別区分を下表のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
① 主としてスチール製の容器 ② 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 ③ 無色のガラス製容器 ④ 茶色のガラス製容器 ⑤ その他のガラス製容器	ガラスびん
⑥ 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
⑦ 主として段ボール製の容器	段ボール
⑧ 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
⑨ 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）等の容器であって飲料またはしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
⑩ 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

容器包装廃棄物の種類	令和5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
① 主としてスチール製の容器	5.9 t		5.7 t		5.4 t		5.2 t		4.9 t	
② 主としてアルミ製の容器	9.5 t		9.0 t		8.6 t		8.2 t		7.9 t	
③ 無色のガラス製容器	(合計) 17.7 t		(合計) 17.0 t		(合計) 16.2 t		(合計) 15.5 t		(合計) 14.7 t	
	(引渡) 14.1 t	(独自処理) 3.6 t	(引渡) 13.5 t	(独自処理) 3.5 t	(引渡) 12.9 t	(独自処理) 3.3 t	(引渡) 12.3 t	(独自処理) 3.2 t	(引渡) 11.7 t	(独自処理) 3.0 t
④ 茶色のガラス製容器	(合計) 18.7 t		(合計) 17.9 t		(合計) 17.1 t		(合計) 16.3 t		(合計) 15.6 t	
	(引渡) 18.5 t	(独自処理) 0.2 t	(引渡) 17.7 t	(独自処理) 0.2 t	(引渡) 16.9 t	(独自処理) 0.2 t	(引渡) 16.1 t	(独自処理) 0.2 t	(引渡) 15.4 t	(独自処理) 0.2 t
⑤ その他のガラス製容器	(合計) 8.0 t		(合計) 7.6 t		(合計) 7.3 t		(合計) 6.9 t		(合計) 6.6 t	
	(引渡) 8.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 7.6 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 7.3 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 6.9 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 6.6 t	(独自処理) 0.0 t
⑥ 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	1.6 t		1.5 t		1.5 t		1.4 t		1.3 t	
⑦ 主として段ボール製の容器	44.4 t		42.4 t		40.5 t		38.6 t		36.8 t	
⑧ 主として紙製の容器包装以外であって上記以外のもの	(合計) 13.6 t		(合計) 13.0 t		(合計) 12.4 t		(合計) 11.8 t		(合計) 11.3 t	
	(引渡) 13.6 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 13.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 12.4 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 11.8 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 11.3 t	(独自処理) 0.0 t
⑨ 主としてポリエチレンテレフタレート製(PET)の容器であって飲料またはしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 25.3 t		(合計) 24.2 t		(合計) 23.1 t		(合計) 22.0 t		(合計) 21.0 t	
	(引渡) 25.3 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 24.2 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 23.1 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 22.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 21.0 t	(独自処理) 0.0 t
⑩ 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 24.3 t		(合計) 23.2 t		(合計) 22.1 t		(合計) 21.1 t		(合計) 20.2 t	
	(引渡) 24.3 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 23.2 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 22.1 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 21.1 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 20.2 t	(独自処理) 0.0 t
	(うち白色トレイ)	(合計) 0.4 t	(合計) 0.4 t	(合計) 0.4 t	(合計) 0.3 t	(合計) 0.3 t	(合計) 0.3 t	(合計) 0.3 t	(合計) 0.3 t	(合計) 0.3 t
	(引渡) 0.4 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 0.4 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 0.4 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 0.3 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 0.3 t	(独自処理) 0.0 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(1) 人口の推計

第9期計画同様に第10期計画では令和4年度(4月1日)の実人口を基準とし、財政再生計画における人口減少率に基づいて算定した人口を計画期間の推計人口とする。

	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
推計人口	6,342人	6,061人	5,778人	5,513人	5,259人
人口減少率(対前年度比)	▲4.2%	▲4.4%	▲4.7%	▲4.6%	▲4.6%

(2) 容器包装廃棄物排出量の推計

全10品目とも令和5年度から9年度までの5年間の分別収集に基づいて品目ごとに今後5年間の排出原単位(1日1人あたり排出量)を推計し、上記の推計人口を乗じて算出した。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は現行の収集方式を継続し、各品目とも収集回数を月2回とする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別区分	収集運搬		選別・保管	
		家庭系	事業系		
スチール缶	缶	夕張市による定期収集(委託)	事業者もしくは市許可業者による直接搬入	夕張市(委託)	材質ごとに選別・圧縮・梱包し保管(パレット)
アルミ缶					
ペットボトル	ペットボトル				
無色ガラスびん	ガラスびん				色別に選別し、保管(1m ³ フレコンバッグ [®])
茶色ガラスびん					
その他ガラスびん					
紙パック	紙パック				保管(1m ³ フレコンバッグ [®])
段ボール	段ボール				
その他紙製容器包装	その他紙製				圧縮・梱包・結束し保管
その他プラスチック製容器包装	その他プラスチック製				
		白色トレイ	保管(1m ³ フレコンバッグ [®])		

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

平成22年度の全10品目実施にあたって、収集車両や圧縮梱包器の購入、更に選別保管施設の整備など行っており、その後収集車両1台を更新している。しかし、平成13年度の業務委託時に購入した収集車両や設備も多く、業務に支障がないよう必要最小限の整備を行っている。

今期計画期間中にはこれらの機材等の更新は予定していないが、業務に支障を生じないよう整備を行うとともに老朽した機材等については状況に応じて更新を計画する。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する容器・機材・施設等の種類

処理の段階	区 分	仕 様 (形状等)	
排 出	集積場所	一般ごみと同じ共通集積場所利用（排出者が設置・管理）	
	排出容器	缶類 ガラスびん ペットボトル その他プラ 白色トレイ	透明または半透明の合成樹脂袋
		その他紙製	紙袋または透明・半透明の合成樹脂袋
		紙パック 段ボール	排出容器不要(切り開き、結束して排出)
収集・運搬	収集運搬回数	月2回(地区ごとの指定日)	
	収集運搬車両	市有車両を委託業者に貸与 ① 平ボディ車2台 …… ガラスびん・紙パック・段ボール・その他紙製 2.00t車1台(令和3年度購入) 2.00t車1台(平成21年度購入) ② パッカー車1台:8.7m ³ (令和2年度購入) …… 缶類・ペットボトル・その他プラ製 ③ プレス式塵芥車1台:8m ³ (平成27年度購入) …… 缶類・ペットボトル・その他プラ製	
	人 員	6人	

	区 分	仕 様 (形状等)
中 間 処 理	建 屋	① 名 称 夕張市真谷地リサイクルセンター ② 所 在 地 夕張市真谷地国有地 ③ 第1工場 構造：鉄骨造平屋建 建物面積：765.64 m ² ④ 第2工場 構造：鉄骨造平屋建 建築面積：741.78 m ²
	選別圧縮備 設	① 缶類 (空缶プレス機：平成13年度購入) アルミ缶・スチール缶分別 主要機器：ベルトコンベア、磁選機、圧縮成型機 処理能力：18,000 缶/h ベール寸法：400 ^W ×430 ^D ×350 ^H mm ② ペットボトル (ペットボトル減容機：平成13年度購入) 主要機器：ベルトコンベア、圧縮成型機 処理能力：ペットボトル 350kg/h ベール寸法：640 ^W ×430 ^D ×350 ^H mm ③ その他紙製 (平成21年度購入) 主要機器：圧縮梱包機 圧 縮 力：9t ベール寸法：900 ^W ×600 ^D ×550 ^H mm ④ その他プラスチック製 (平成21年度購入) 主要機器：圧縮梱包機 圧 縮 力：10t ベール寸法：700 ^W ×500 ^D ×300 ^H mm
	ストック ヤード	分別基準適合物保管場所 屋内 ガラスびん・ペットボトル・紙類・その他プラ 屋外 金属類 (ダフシートで覆い、雨水の浸入を防ぐ) 機材 フォークリフト2台 (平成13年度及び21年度購入車各1台)
	業務内容	人員：4人 ① 破袋・圧縮機投入・圧縮梱包(ガラスびんは色別に手選別) ② 梱包・保管・搬出

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 特定分別基準適合物等の処分

容器包装廃棄物の分別基準適合物の処分は次のとおりとする。

- ① 環境大臣の指定法人への再商品化業務委託
ガラスびん(リターナブルびんを除く)、ペットボトル、その他紙製容器包装、
その他プラスチック製容器包装(白色トレイを含む)
- ② 市の独自処理(売払い)
ガラスびん(リターナブルびん)、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボール

(2) 実施にあたっての重要事項

- ① 実施にあたって計画との乖離が著しい場合は、計画の見直しを行う。
- ② 排出された容器包装廃棄物の分別精度により、必要に応じて該当地区ごとに住民説明会を行うなどの市民啓発に努める。
- ③ 事業系については、分別精度の程度に応じて個別指導を行う。
- ④ 容器包装廃棄物の収集・運搬・処分は現行の業務委託を継続するが、委託先と十分連携を図り、業務の一層の省力化・効率化に努める。
- ⑤ 収集運搬・選別保管業務従事者を対象に定期的にリサイクル関連の教育を行い、資質の向上を図る。